

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う
お客さまに対するガス料金の特別措置の追加対応について

2020年5月21日
熱海瓦斯株式会社

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

熱海瓦斯株式会社は、3月25日ならびに5月8日に新型コロナウイルスの感染拡大に伴うガス料金の特別措置について公表しましたが、経済産業省からの要請等を踏まえ、支払い猶予期間の延長ならびに対象月の拡大を実施いたします。なお、指定旧供給区域等小売供給約款（旧一般ガス供給約款および旧簡易ガス供給約款）及び託送供給約款（小売託送用）に関する特別措置は、5月21日に関東経済産業局長に認可申請を行い、認可を受けたものです。

記

1. 適用対象

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により「緊急小口資金」「総合支援資金」の貸付を受けたお客さま、貸付を受けようとするお客さまから、当社にお申し出があった場合
- ② 当社がガス料金の支払について、一時的に困難な事情があると判断したお客さまから当社にお申し出があった場合

2. 特別措置の内容

（お客さまへの対応）

- ・2月、3月、4月、5月検針分に加え、6月検針分および7月検針分のガス料金の支払期限を1か月延長
- なお、既にお申込みいただいたお客さまには、自動的に追加変更いたします。

これらの特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記のお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

総務部料金グループ TEL：0557-83-2141（代）

LPガス事業所 TEL：0465-63-3533

受付時間：平日8：40～17：00（土日祝日を除く）

以上